



会員規約

法人名:NPO ハワイシニアライフ協会 (英文名:Hawaii Senior Life Enrichment Association、略称:HISLEA、または、英文名:Hawaii Aloha Life Enrichment Association、略称:HALE 以下、協会) は、定款および理事会で定められた決議に基づき、下記のように会員規約を定める。

【第1条】(会員資格)

- (1)協会の目的に賛同するものは個人・法人・団体を問わず会員の資格がある。
- (2)会員の資格は国籍・人種・肌の色・信条・宗教・性別・年齢・ハンディキャップ・配偶者の有無を問わない

【第2条】(会員の種類)

1. 個人会員

- (1)一般会員:一般会員として入会を申し込み、入会金並びに年会費を支払った個人
- (2)夫婦・家族会員:夫婦・家族会員として入会を申し込み、入会金並びに年会費を支払った家族(2名)
- (3)個人寄付会員:個人寄付会員として入会を申し込み、入会金並びに一括寄付金を支払った個人

2. 法人会員

- (1)法人一般会員:法人一般会員として入会を申し込み、入会金並びに年会費を支払った企業、パートナーシップ、LLC、その他の団体(代表者を2名まで指定可能)
- (2)法人協力会員:法人協力会員として入会を申し込み、入会金並びに年会費を支払った企業、パートナーシップ、LLC、その他の団体(代表者を4名まで指定可能)

3. 特別会員

- (1)特別サポート会員:特別サポート会員として入会を申し込み、入会金並びに年会費を支払った個人、企業、パートナーシップ、LLC、その他の団体(代表者を2名まで指定可能、契約期間は3年間)
- (2)特別名誉会員:長年に渡り協会への貢献度が高く、執行役員会にて承認を得た個人、企業、パートナーシップ、LLC、その他の団体(代表者を2名まで指定可能、契約期間は3年間)

【第3条】(入会の申し込み)

入会申込者は、協会が指定する入会申込書に必要事項を記入し、別途定められた入会金並びに初年度の年会費を添えて申し込む。

【第4条】(入会の承認)

理事会は入会申込者の資格を審査し、入会を承認、または不承認とする。会員証、本会員規約、並びにサービス利用案内の送付をもって、入会の承認とする。不承認となった者は、入会申込書と入会金並びに初年度年会費を返却する。

【第5条】(退会)

会員は退会する理由を書面で協会に提出すれば、いつでも退会できるものとする。但し、一旦支払われた入会金、年会費、寄付金等は一切返却されない。

【第6条】(会員資格の解除・停止)

協会の利益に背くとみなされる会員の言動があった場合には、協会は理事会の裁量と決定をもって、会員資格を解除、または停止することができる。手続きについては定款の規定に基づく。



【第7条】(会費)

- (1) 会員の種類に基づく入会金、年会費、一括会費は、理事会が別途定める会費規定による。
- (2) 会費は理事会の承認を得て、適宜改訂できる。

【第8条】(寄付)

個人寄付会員の寄付金の最低額は、理事会が適宜定める。

【第9条】(会員資格の更新)

会員資格は、更新期限内に所定の会費を支払うことにより、自動的に更新される。

【第10条】(会員証の発行)

- (1) 入会を承認された会員には会員証を発行する。
- (2) 会員証は毎年発行するものとする。ただし終身会員については、一度発行したものを有効として、毎年を更新発行は行わない。会員資格が失効した場合は、その時点で会員証も自動的に無効となる。
- (3) 法人会員証の発行については、法人一般会員には20枚の無記名会員証、法人協力会員には40枚の無記名会員証を発行する。
- (4) 紛失などによる会員証の再発行については、別途定める再発行費用を徴収する。

【第11条】(サービスの享受)

- (1) 会員は協会が定める様々なサービスを受けることができる。
- (2) 協会が提供するサービスの利用に関しては、別途定める「サービス利用規則」に基づく。

【第12条】(会員年次総会)

- (1) 会員による年次総会は、開催時期、場所、目的を会長または理事会により決定し開催される。総会招集通知は14日～60日前に会員に送付される。会員は委任状をもって出席に変えることができる。
- (2) 総会の定足数は定款の規定に基づく。

【第13条】(その他の規定)

本会員規約に定めのない規定については、理事会が別途定める規定、定款、ハワイ州の非営利団体規則 (State of Hawaii Nonprofit Corporation Statutes) に基づくものとする。

【第14条】(改訂)

本会員規則は、理事会の承認をもって適宜改訂することができる。

【第15条】(会員規則の発行)

本会員規則は、2007年11月1日より発効する。
本会員規則は、2008年10月3日一部改訂する。
本会員規則は、2009年6月26日一部改訂する。
本会員規則は、2015年2月1日一部改訂する。
本会員規則は、2017年7月1日一部改訂する。
本会員規則は、2019年10月1日一部改訂する。

以上